

令和5年第4回教育委員会臨時会  
(11月28日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年11月28日（火）午前9時30分から午前9時41分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	横倉 亨
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生 涯 学 習 課 長	久木田太郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	村松 克尚
中 央 図 書 館 長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 議案審議

第50号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第51号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第52号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 その他

午前9時30分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第4回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、垣内委員及び高森委員は所用のため、本日は欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで傍聴について申し上げます。日程第1、議案審議の第50号議案から第52号議案については、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 議案審議〉

第50号議案

第51号議案

第52号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いいたします。

第50号議案を議題といたします。なお、関連する第51号議案、及び第52号議案についても、一括して議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第50号議案、東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、第51号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、第52号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてをご説明させていただきます。

まず、第50号議案、及び第51号議案を一括してご説明いたします。

まず参考資料の令和5年、特別区人事委員会勧告について、2ページをご覧ください。

すみません、上段30ページの、30分の2と書いてありますが、2ページになります。本年の人事委員会勧告は、職員の給与等について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10月11日に、区長及び議長に対して行われました。

項番1でございます。月例の月の給与の改定についてです。公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を3,722円、0.98%下回っている状況ですので、令和5年4月1日に遡及して、給料表の改定実施をすることが適当と判断されております。

続きまして項番2です。特別給、期末勤勉手当の改定についてでございます。こちらは、現在支給月数が4.55月分を令和5年12月1日より、0.1月引き上げて4.65月分とするとしております。

なお、一般の職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配

分することとしております。

3ページをご覧ください。項番3、勧告の内容に基づき給与の改定の実施について改正を予定している条令等規則についてでございます。これらの内容につきまして、特別区長会では、勧告どおり実施することとし、職員団体と交渉を行いまして、11月22日木曜日に妥結をいたしました。令和5年特別区人事委員会勧告については以上となります。

それでは議案の説明をさせていただきます。第50号議案、及び第51号議案については、地方教育行政の組織、及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会の提出前に区長から教育委員会へ意見を求められるため提出するものでございます。

まず、4ページの第50号議案について、ご説明いたします。本議案につきましては、先ほどご説明させていただきました特別区人事委員会からの勧告を受けまして、台東区特別職議員報酬及び給料審議会が去る11月15日に開催され、同日に答申を受けたものを踏まえて改正いたします。

恐れ入りますが、7ページの新旧対照表をご覧ください。第1条の規定による改定では、教育長の給料の額の改定は行わず、令和5年12月に支給される期末手当について、0.1月引上げの改定を行うものでございます。また、第2条の規定による改定では、令和6年6月及び12月に支給される期末手当を0.05月引き上げる引上げの改定を行うものです。

付則をご覧ください。第1条による規定は公布の日から、第2条による規定は令和6年4月1日から施行となっております。

次に、第51号議案についてご説明いたします。8ページをご覧ください。改定理由につきましては、冒頭に申しあげました人事委員会勧告を受けて職員団体とも妥結したため、勧告を踏まえて改定いたします。

飛びまして、17ページの新旧対照表をご覧ください。先ほどご説明した内容に基づき、第1条は特別給、期末、勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.1月引き上げるため、令和5年12月期の支給月数を改定いたします。一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当、勤勉手当に均等に配分いたします。

また、給料表を改定し、初任給、及び若年層に重点を置きつつ、全ての級、及び号給で給料月額の上上げをいたします。

18ページをご覧ください。第2条は令和6年6月期以降の特別給の支給月の改定をいたします。

付則をご覧ください。第1条による改定規定は公布の日から、第2条による改定規定は令和6年4月1日から施行となっております。それぞれ教育委員会意見案といたしまして、本委員会の意見としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第52号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。28ページをご覧ください。

本議案は第51号議案の改正の規定整備のため提出するものです。30ページの新旧対照表をご覧ください。勤勉手当の改正により、こちらの規則も改正をするものでございます。

なお、本案につきましては、第51号議案をご決定いただき、令和5年区議会第4回定例会にて条例改正を可決されることを前提としております。

第51号議案、もしくは区議会で条例改正が否決されたときは、改めて提出するものです。

長くなりましたが、ご説明は以上となります。第50号議案、第51号議案、及び第52号議案につきまして、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 2ページ目の月例給の改定のところで、(1)のところの表のところに民間従業員平均給与というのを示していらっしゃいます。人事院の民間給与実態調査とかございますけれども、この平均給与というのは、どのように算出されたものであるのかというのを、一応参考として、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○庶務課長 民間従業員の平均給与のことですね、少々お待ちください。民間の給与実態に合わせて算出しているとは確認しておりますが、特別区内の企業規模50人以上かつ、事業所規模50人以上の1,001万0,018の事業所から無作為に抽出した1,112の事業書を対象に調査したという形になってございます。

月例給の比較は特別区職員給与等実態調査と職種別民間給与実態調査の結果に基づき、主な給与決定の要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させる方法によって行っているということでございまして、前日の職種別民間給与実態調査に基づき、昨年8月から本年7月の民間事業所の支給給与月数と年間支給月数を対比させる方法によって出していると確認してございます。

○佐藤教育長 浦井委員、よろしいですか。

○浦井委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、これより採決いたします。第50号議案、第51号議案、及び第52号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

## 2 その他

○佐藤教育長 本日の案件は、以上でございまして、その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもって、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午前9時41分 閉会